# 燃料油価格激変緩和事業について

令和5年5月 資源エネルギー庁

# 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (2022年10月28日閣議決定)

#### 第2章 経済再生に向けた具体的施策

- I 物価高騰・賃上げへの取組
- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

燃料油価格の高騰に対しては、本来200 円程度に上昇するガソリン価格を170 円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。 具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。(注5)

(注5) 具体的には、<u>補助額25円以下の部分への補助率を引き下げていく</u>一方、<u>補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく</u>。

### 段階的な縮減

- 6月以降、「<u>補助を段階的に縮減する</u>一方、<u>高騰リスクへの備えを強化する</u>」。「具体的には、<u>補助額25円以下の部分への補助率を引き下げていく</u>一方、<u>補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく</u>」こととしている。(経済対策、令和4年10月28日閣議決定)
- この具体的な方策として、
  - ①25円以下の部分は、現在10/10であるところ、2週毎に1/10ずつ引き下げ、9月末に終了。 (6月から、2週ごとに、補助率を9/10、8/10、・・・、9月には、2/10、1/10)
  - ②25円超の部分は、現在5/10であるところ、2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ、 9月下旬に9.5/10となった後、終了。 (6月から、2週ごとに、補助率を5.5/10、6/10、・・・、9月には、9/10、9.5/10)
- ただし、上記の見直しに際しては、原油価格の動向を見極めながら柔軟に対応する。

## (参考) 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給 対象	1月27日	3月10日	4月28日~9月末	~12月末	2023年1月~	
期間	3月9日	4月27日			1~5月	6月以降
補助 上限 額	5円	2 5円	3 5 円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは 補助上限額をゆるや かに調整	6月以降、段階的に 縮減する一方、高騰リ スクへの備えを強化
					※補助上限を35円から 25円まで毎月2円ずつ 引き下げ	※25円以下の部分は、 補助率を2週毎に1/10ず つ引き下げ、25円超の部 分は、補助率を2週ごとに 0.5/10ずつ引き上げ
基準 価格	170円 (4週ごとに 1円切り上げ)	172円	168円			
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料			
予算	令和3年度補正予算等: 893億円 令和3年度予備費: 3,500億円		令和4年度予備費: 2,774億円 令和4年度補正予算: 1兆1,655億円	令和4年度予備費: 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算:3兆272億円	